

山武郡市医師会長様
茂原市長生郡医師会長様
夷隅医師会長様
君津木更津医師会長様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

令和7年度千葉県重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業
補助金の周知について（依頼）

本県の医療行政について、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和7年度より千葉県重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業補助金について下記のとおり追加で募集することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴会管内で承継・開業を予定する方がおられましたら、本事業について御案内いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象者

山武長生夷隅医療圏及び君津医療圏において診療所（医科）を承継・開業する
予定の方

2 補助対象経費・基準額等（案）

事業名	事業概要	補助対象	基準額	補助率
施設整備事業	診療部門（診察室、処置室等）等の整備への補助	・無床診 : 160 m ² ・有床診（～5床）: 240 m ² ・有床診（6床～）: 760 m ² ※医師・看護師住宅を一体整備する場合 各「80 m ² 」を加算	1 m ² 当たり ・RC : 484,000 円 ・ブロック : 214,000 円 ・木造 : 355,000 円	1/2
設備整備事業	医療機器の整備への補助	診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	1/2
地域への定着支援事業	地域への定着支援	診療所の運営に必要な経費（基本給、諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、備品費（単価 50 万円未満）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費）	1 か所当たり次の算出額 ①診療日数 1～129 日 6,200 千円 + (71 千円 × 診療日数) ②診療日数 130～259 日 6,200 千円 + (77 千円 × 診療日数) ③診療日数 260 日以上 6,200 千円 + (87 千円 × 診療日数) ※訪問看護を実施する場合 「25 千円 × 訪問日数」を加算	2/3

3 応募方法

必要書類を千葉県健康福祉部医療整備課医師確保・地域医療推進室
(d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp) 宛にメールにて提出。

4 応募期限

令和7年7月31日(木曜日) 17時

5 留意事項

- ・上記2の「補助対象経費・基準額等」は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- ・本事業は国及び県の予算の範囲内での実施であり、御提出いただいた事業計画に記載された申請額の全額、または一部を支給できない場合がございます。また、応募期限までに事業計画の提出がない場合は、本事業の対象外となりますので、併せて御承知おきください。
- ・本事業は、県の医療審議会医療対策部会（地域医療対策協議会）及び保険者協議会で支援対象として協議を行い、合意を得た場合に対象となります。そのため、事業計画（診療所名、診療所、所在医療圏、承継・開業予定年月日、整備内容及び事業費等）については公開されますので、公開に御同意の上で応募をお願いします（応募があった時点で、御同意いただいたものとみなします）。
- ・県からの内示前に工事等の契約を締結すると補助の対象外となります（国の事務の進捗に合わせて整備を行っていただくことになりますので御承知おきください）。
- ・交付の条件等詳細については以下のHPを参照
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/ishikakuho/jyutenishishien.html>

千葉県健康福祉部医療整備課
医師確保・地域医療推進室 担当 工藤
TEL 043-223-3902
E-mail d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp